

家畜伝染病予防法一部改正の主なポイント

令和2年4月3日に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」が公布されました。改正法には家畜の所有者の責務が規定されており、家畜伝染病の発生予防並びにまん延防止対策により厳格な対応が求められます。

平成30年9月に国内では26年ぶりに発生したCSF（豚熱）は、その後、野生いのししがウイルスを拡散し、今なお終息には至っていません。このことを受け、野生動物への対応が新たに規定されています。

また、国内では発生がないASF（アフリカ豚熱）は、近隣諸国で発生が拡大しており、我が国での発生リスクは非常に高い状態にあります。病原体の侵入防止を図るため、水際防疫が強化されます。

さらに、国内において家畜伝染病が発生した場合、迅速な初動防疫が実施されなければ、大規模発生となり国内畜産業の存続危機にもつながることになります。このようなことから罰則規定についても強化されています。

改正家畜伝染病予防法は本年7月1日施行（一部例外あり）されます。

内容をご理解いただき、法令順守による健全な畜産経営に努めていただきますようお願いいたします。

1 家畜の所有者等の責務の明確化

○家畜の所有者の責務（第2条の2）（新設）（R2.4.3 施行）

伝染性疾病の発生予防・まん延防止のための衛生管理等を家畜の所有者の責務と努力義務とした。

○関連事業者の責務（第2条の4）（新設）（R2.4.3 施行）

複数の畜舎及び敷地に入出入りする者や家畜を集合させる催物の開催者等に対し、伝染性疾病病原体の拡散防止への努力義務と国や県が実施する発生予防・まん延防止の施策に協力することを努力義務とした。

○飼養衛生管理者（第12条の3の2）（新設）（R2.7.1 施行）

家畜の所有者は、飼養衛生管理を適正に行うために、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理者を選任しなければならない。（所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合は、この限りではない。）

2 飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置等の拡充

○飼養衛生管理指導指針（第12条の3の3）（新設）

国は、飼養衛生管理基準の遵守指導及び助言（第12条の5）、勧告及び命令（第12条の6）等、衛生管理の改善を図るための措置の実施に関する指針を定めなければならない。（R3.4.1 施行）

○飼養衛生管理指導計画（第 12 条の 3 の 4）（新設）

県は、飼養衛生管理指導指針に即して、3 年ごとに 3 年を一期として、飼養衛生管理指導計画を定めなければならない。（R3.4.1 施行）

○改善命令に従わない場合の公表（第 12 条の 6 第 3 項）（新設）

飼養衛生管理基準遵守の改善命令（第 12 条の 6 第 2 項）を受けた者が、正当な理由なく命令に従わない場合は、その旨を公表することができる。

○家畜伝染病のまん延を防止するための措置（第 34 条の 2）（新設）

家畜伝染病のまん延を防止する場ため必要な場合、遵守していないものに対し、指導を経ずに、勧告（同第 2 項）及び命ずる（同第 3 項）ことができる。

3 予防的殺処分の対象疾病の拡大（令和 2 年 2 月 5 日施行）

○予防的殺処分の対象疾病に ASF を追加（これまでは口蹄疫のみ）

○野生動物で口蹄疫又は ASF の感染が発見された場合にも、予防的殺処分ができるように措置

4 野生動物による病原体の拡散防止対策

○野生動物によるまん延防止対策（第 25 条の 2）（新設）

- 1 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザに感染した動物がいた場所や物品の消毒を必要に応じ実施できる。
- 2 上記の消毒を行う場所付近を通行する人や通過する車両の消毒を必要に応じ実施できる。
- 3 1 の家畜伝染病の拡散を防止するため、感染した動物が発生された（又は死体があった）場所等とその他の場所との通行を制限し、又は遮断することを、必要に応じ、期間を定め実施できる。

○倉庫等の消毒（第 26 条）

家畜伝染病のまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該家畜伝染病の病原体の拡散を含む。）を防止するため必要があるときは、病原体に汚染された又は汚染されたおそれがある倉庫、車両、船舶等を消毒することができる。

○消毒設備の設置場所を通行する者の消毒の義務（第 28 条の 2）

家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延（家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、CSF、ASF、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの急速かつ広範囲なまん延による当該家畜伝染病の病原体の拡散を含む。）を防止するため、特に必要がある場合は消毒設備を設置する。

5 水際防疫の強化

○輸入検査（第 40 条第 5 項）（新設）

家畜防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗って来た者に対して、その携帯品に指定検疫物又は要検査物が含まれているかどうかを判断するために、必要な質問を行うとともに、必要な限度において携帯品の検査を行うことができる。

○輸出検査（第 45 条第 5 項）（新設）

家畜防疫官は、本邦から出国する者に対して、その携帯品に、輸出国の検査証明書を必要とする動物その他の物や、国が国際動物検疫上が必要と認めて指定する物が含まれているかどうかを判断するために、必要な質問を行うとともに、必要な限度において携帯品の検査を行うことができる。

○検査に基づく処置（第 46 条第 4 項）（新設）

家畜防疫官は、輸入検査や輸出検査で違反があると認めるときは、省令に基づき、当該物品を破棄することができる。

6 罰則の強化

○第 63 条（強化）

改正前 3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

改正後 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金

【主な内容】

- ・患畜又は疑似患畜を発見したときの届出義務（第 13 条第 1 項）違反
- ・特定症状を発見したときの届出義務（第 13 条の 2 第 1 項）違反
（改正前は第 64 条を適用：1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）
- ・輸入禁止（第 36 条第 1 項）違反
- ・輸入のための検査証明書の添付（第 37 条第 1 項）違反

※法人の場合は第 69 条を適用し、5,000 万円以下の罰金刑（新設）

（改正前：第 67 条により第 63 条に規定する罰金を適用）

○第 66 条（強化）

【主な内容】

- ・飼養衛生管理基準改善命令（第 12 条の 6 第 2 項）に従わない場合
⇒ 100 万円以下の罰金（改正前：30 万円以下の罰金）

○第 70 条（新設）

第 12 条の 4 第 1 項（定期の報告）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 ⇒ 30 万円以下の過料（改正前：第 68 条により 10 万円以下の過料）